

淀川水系 流域委員会

環境・利用部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

No. 6-7

合併号 2003年12月発行

平成15年8月25日(月)第6回環境・利用部会、
平成15年10月15日(水)第7回環境・利用部会
が開かれました。

CONTENTS

- 第6回環境・利用部会の内容……………1
- 第7回環境・利用部会の内容……………5
- 第7回環境・利用部会の資料より抜粋……………9
- これまで開催された会議等について……………15
- 環境・利用部会委員リスト……………16
- 配付資料リスト……………17
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・
ご意見受付……………18



第6回 環境・利用部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、部会意見とりまとめに向けた意見交換が行われました。



第6回環境・利用部会 結果概要

庶務作成

開催日時：2003年8月25日（月） 9：35～12：25

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール淡海2・3

参加者数：委員16名、他部会委員1名、河川管理者13名、一般傍聴者166名

1 決定事項

資料2-1「環境・利用部会の説明資料（第2稿）に対する意見（案）」について、修正すべき点や追加すべき事項があれば、意見を提出する。

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

②部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料2-1「環境・利用部会の説明資料（第2稿）に対する意見（案）」を用いて、部会長より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見、やりとりは「3 主な意見」の通り。

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 主な意見

資料2-1「環境・利用部会の説明資料（第2稿）に対する意見（案）」を用いて、部会長より説明が行われた後、意見交換が行われた。

（主な意見）

○「流域全体の目標」と「河川環境の統合的管理システム」について

・流域全体の目標とそれを実現するためのシステムについては、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）（以下、説明資料（第2稿））に記述しているつもりだが、指標化等に

よってより具体的な目標を示していくべきだということか。（河川管理者）

→説明資料（第2稿）には目指すべき方向性は記述されているが、より明確に「目標」と分かるような形で記してほしい。（部会長）

・「河川環境の統合的管理システム」とは具体的にどのようなものか。「5.2 河川環境」の冒頭で、フィードバックとモニタリングを基本にするという考え方を明記しているが、「河川環境の統合的管理システム」のイメージ等を教えて頂きたい。（河川管理者）

→モニタリングした結果を評価して公表し、次の仕事につなげていくためのシステムをつくって欲しいと思っている。（部会長）

→流域委員会が提言を作成し、これを受けて河川管理者から個別的な整備事業が出てきたが、提言と個別的な整備事業の間をつなぐ構造がなければ、実際にはうまく機能しないのではないか。提言と個別的な整備事業の間をつなぐために、流域全体の目標とそれを達成するためのプロセスや方法について、もう少し踏み込んだ記述が必要だと思っている。

→環境に関する様々な事業を実施していくためには、流量や物質循環、水文を含めた流域全体で、モニタリングの結果等の情報がうまく共有されるシステムがどうしても必要だ。これは一挙にできあがるものではないので、試行錯誤を繰り返して徐々に作り上げ、河川整備計画の中にきちんと位置付けていく必要がある。

→環境、治水、利水の統合的な管理について、説明資料（第2稿）の第3章「河川整備の基本的な考え方」の冒頭に書き加えてほしい。（委員長）

・「流域全体の目標」として、1960年代の河川を強く意識していくと説明資料に記述しているが、これよりも詳しい目標を書くべきだということか。（河川管理者）

→生態系の回復のためには、ピンポイントの回復だけではなく、エリア全体で回復していく必要がある。説明資料で基本的な方針が記述されていても、具体的な整備内容シートには地区ごとの整備事業しか記載されておらず、劣化した生態系をどのように回復していくか、よくわからない。その意味で、モニタリングの結果等を集めて情報を統合するシステムを構築していくことが一番具体的で実現可能な方法ではないか。

→モニタリングの結果等を統合的に管理するシステムというのは理解できるが、統合的な管理システムをどのように位置付ければよいのか、よくわからない。具体的な整備内容シートには、ピンポイントの事業を記述しているというよりは、治水、利水、環境も全て含めてやっていくために必要な事業を1つ1つ記述しているつもりだ。（河川管理者）

→資料2-1は非常に抽象的な記述にとどまっているため、流域委員会がより具体的に提言していく必要がある。河川整備計画には、大目標、中目標、小目標があり、このうち小目標が指標という形で出てくることになるだろう。流域委員会は、例えばワンドをどの程度回復するのか、ビオトープの総面積を30年後に何haにするのかといった具体的な数値をともなった小目標についても提言した方がよいのではないか。

・モニタリングの結果や自治体、住民との連携の状況について、流域委員会に報告してチェック・見直しを行っていかうと考えているが、これと「モニタリングの結果等を集めて情報を統合するシステム」はどのように違うのか。環境、治水、利水を統合的に管理していく必要性は

できるが、それを実行するシステムこそが流域委員会だと考えている。(河川管理者)

→例えば、河川の横断形状の連続性を回復する事業は複数の箇所で行われる。こういった事業を実施・検討していく中で、試行錯誤の結果や進捗状況、事業の問題点等の情報がどこに集められるのか。それが仮に流域委員会だとしても、どのような形で委員会に報告されるのかについて、説明資料(第2稿)には記述が見あたらない。これだけの事業を進めていくためには、具体的に機能するシステムがなければ、流域委員会でデータを検証したり、新たに提言できないのではないかと。説明資料(第2稿)の「維持管理」の項で計画全体の維持管理についても記述すればよいのではないかと。

→委員会がやるべきことは、「河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」に係る具体的な整備内容シート(以下、整備内容シート)を徹底的に解剖することではないかと。整備内容シートには、モニタリングやフィードバックという言葉が頻繁に出てくるが、資料を読む限り、河川管理者はモニタリングの中身についてわかっていないように思える。整備内容シートを解剖していく中で出てきた問題点を総合していく中ではじめて、河川環境を統合的に管理していくシステムの形が見えてくるのではないかと。

→高槻市の芥川の整備事業では、計画段階では魚道が設置されることになっていたが、実際には1つもつくれなかった。河川整備計画でこのようなことがあっては困る。まずは、説明資料(第2稿)と整備内容シートをチェックするべきだ。

→評価されずに事業が進んでいることが大きな問題。客観的な評価を行うためには、まずは情報を一元化して共有化する仕組みが必要だ。現時点で整備内容シートを検証することも大切だが、事業の結果を評価するシステムについてまず述べておくことが重要だ。

・モニタリングの結果等の情報を一元化して、事業の結果をチェックするシステムとして、流域委員会を継続しようと考えているが、これでは不十分なのか。別途、情報を一元化するための専門家による第三者的な組織を新たに位置付ける必要があるということなのか。(河川管理者)

→専門家による評価が必要だと思っている。これまでも生態系の復元事業が実施されてきたが、その結果が次の事業にフィードバックされていないというのが現状だ。モニタリング等の情報が担当者レベルでとどまり、一元化されていないことが原因の1つだ。

→流域委員会に窓口を一本化して情報を集めたとしても、住民との情報の共有は進まない。パンフレットやホームページで情報を公表しているがそれも限定的だ。いかにして、住民に情報を流通できるかということが問題であり、第三者的な委員会を新たに作るということではないと思う。

○分野別の意見について

- ・流砂や河川形状の総合的な管理についても、書き込んでいくべき。また、資料2-1の「(1) 自然環境」の項にある「河口デルタの形成支援」「河辺林の回復」については、一方的に形成や回復を進めていくと、治水上の問題が出てくるので、「管理」という言葉を書き加える必要がある。
- ・説明資料(第2稿)では、「利用」に関する基本的な方向性としては、川でしかできない利用以外の利用であるグラウンド等を縮小していくとしているが、住民や自治体からのニーズが高いため、一律に無くすこともできないため、個々の案件ごとに河川保全利用委員会で判断して

いくとしている。資料2-1の「(3) 利用」の項には「具体的な目標と計画を作成し」とあるが、これはグラウンドを何ha残すといった数値目標を立てよということなのか。この辺りの考え方についてお聞きしたい。(河川管理者)

→具体的な数値目標ではなく、概念的な目標を明確にしておく必要があると考えている。数値等は、河川保全利用委員会で詰めて頂くことだと思っている。(部会長)

→生態系を回復していくための段階的な目標を示すべき。たとえ利用のニーズが強くても、生態系にとって悪影響があるグラウンド等については段階的に縮小していくという考え方を明確にする必要がある。

・資料2-1の「(3) 利用」の冒頭に「河川空間の利用については、現に河川空間が利用されニーズが高いという現実がある。こういった点を考慮しながら……」と記述されているが、まずは、「川では川でしかできない利用の仕方があるので、グラウンド等は川から退去すべきだ」と主張し、その後で、ニーズが高いという現状について記述するべきだ。

・環境にとって良いとは言えない都市公園的な整備を望む住民のニーズに応じては、河川環境全体をよくしていくことは無理だろう。これからの河川整備にとって住民参加は非常に重要だが、住民の声に応じて現状を維持しているだけでは、環境の回復は進まない。

○全体に関して

・これまでに説明資料や整備内容シートに対して提出した委員からの意見をとりまとめに反映して頂きたい。

・部会の意見(案)は、要約し過ぎているため、文章の表現が固く、何を言おうとしているのかよくわからないところがある。河川管理者が読んでも理解できるように、よりわかりやすく書いた方がよい。

以上

※議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。

最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



第7回 環境・利用部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、部会意見とりまとめに向けた意見交換が行われました。



第7回環境・利用部会 結果概要

庶務作成

開催日時：2003年10月15日(水) 13:00～16:50

場 所：天満研修センター 9階 イベントホール

参加者数：委員21名 他部会委員1名 河川管理者13名 一般傍聴者77名

1 決定事項

部会とりまとめについては、本日の議論を踏まえて修正し、部会委員に送付して再度意見を求めた後、部会長、部会長代理一任で確定する。

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

②淀川水系河川整備計画基礎原案（以下、基礎原案）に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

中村部会長代理より、資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ（案）」についての説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な説明と意見」を参照。

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から意見が出された。主な意見は「3 主な説明と意見」を参照。

3 主な意見

①淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

中村部会長代理より、資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ（案）」についての説明が行われた後、意見交換が行われた。

<主な意見>

○「1. 基本的な考え方」について

- ・とりまとめ案では、漁業を一つの生業として捉えるにとどまっている。しかし、漁獲量は生態系の一つの指標とも言えるので、漁業を生態系のモニタリングの一つの指標として活用する、といったことも記述してはどうか。
- ・漁業の部分については、環境利用部会でもきっちりと押えておく必要がある。「河川環境への

配慮が」とあるが、これでは表現が弱い。適正な表現に修正すべきだ。

○「2. 自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」について

①<保全、保全事業の定義>について

- ・「保全」「保存」「回復」の具体的な中身がよくわからない。また、ここで提案している河川管理者を含む関係者が追及すべき「新しい『保全・整備』のあり方」の内容もよくわからない。
→「保存」は自然のままに残っており、今後も全く人間の手を加えずに保護しなければならない場所、「保全」はある程度人の手が入っている場所、「回復」は自然環境が非常に劣化した場所に対する環境保全のあり方として定義している。この3種類の環境保全が互いに関係しあう自然保護が「新しい『保全・整備』のあり方」であるとご理解いただきたい。環境保全も場所ごとの状態に応じて対応を変える必要がある、というのが基本的考えにある。
→河川管理者が用いている「保全」「修復」等の文言と、環境利用部会のとりまとめ（案）で述べている「保全」「修復」等の考えがどのように違い、それを踏まえて河川管理者は実際にどのように整備をしていくべきなのかを説明しておく必要がある。
- ・自然生態系保護に関する用語の定義や概念が基本となることは理解できるが、生態学では、同じ現象でも場所特異性の問題で桂川と琵琶湖では全く違うなどの問題が出てくるのではないかと。「生態学的な法則並びに経験則」等、少し記述に柔軟性を持たせた方が良いのではないかと。
→とりまとめでは、自然保護には色々なやり方があるということわかりやすく書いた方がよい。
→全体的にわかりやすい表現や文章に改めて、一般の方や中学生にも理解できるような内容にすべき。
- ・この項では、生態学的な概念が述べられており、それは河川生態系の概念とは必ずしも一致しない。したがって、委員の合意が得られないのであれば、「2.自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」を全文修正するか、全文削除してはどうか。
→前回の環境・利用部会で河川管理者から、自然生態系回復のために具体的な目標を立てることと順応的な手法は矛盾するのではないかと、との質問が出された。その返答として、この項では、それらは矛盾するものではなく、目標を立てるということと順応的な手法は矛盾するものではないということを確認したかった。
→この章では、非常に重要な「目標の設定、達成度の評価、モニタリングによる順応的対応」について具体的に書かれているので、必ずしも「2.自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」の全文を削除する必要はない。<保全、保全事業の定義>の部分だけを削除すれば、よりわかりやすい内容になるのではないかと。
- ・河川管理者の考える「保全」「再生」の定義を教えてください。
→基礎原案では、次のような使い分けをしている。①「修復」は、河川形状に関わるものについて使用している。②「保全」「再生」については、河川管理者は生態系そのものを「保全」「再生」できる立場にはないという考え方から、生態系を直接「保全」「再生」する施策ではなく、生物の生息環境や生育環境を整備する事業臣とりあげ、使用している。例えばワンドや干潟に対して「保全」を使っている場合は、原則として良好なものはそのまま残すという意味であり、現在もワンドやタマリが残っているが過去に比べ劣化しているものについては、より良くするというプラスアルファの要素も含めて「保全」を用いている。一方、「保全」「再生」は、すでになくなってしまったワンドや干潟を元に戻し、生物の生息・生育する場を整備するという観点もある場合に用いている。（河川管理者）
→保全や再生に関して、委員と河川管理者では認識が違っている。一般市民の立場に立てば、

河川管理者の考え方が理解しやすいのではないか。

→河川管理者に対して、基礎原案にある保全・修復の概念が間違いであると指摘することも、委員会の仕事である。私たち委員は、正しい生態系の概念を示さなくてはならない。

②<目標の設定、達成度の評価、モニタリングによる順応的対応>について

・下線部の「生態系の構造を詳しくマッピングした地理情報システム (GIS)」に関する記述は難しい。見ればわかる琵琶湖淀川水系の図として、「水系・流域別環境資源目録マップ」のサンプルを添付してはどうか。また、活断層や地質情報等を記載しておけば、堤防強化等を検討する際に役立つだろう。

→こういうものはスタティックなデータなので、きちんと更新され、目録マップでも時系列で変化することが分かるようにされていればより分かりやすいと思う (部会長)

・基礎原案には、モニタリングとフィードバックの中身や仕組みが書かれていないので、部会とりまとめの中で、ある程度は具体的に示しておく必要がある。ただし、どこまで具体的に書けばいいのか、どこまで踏み込めばいいのかについては、これから検討していきたい。まずは、趣旨がわかりやすく伝わるように、第2パラグラフ、第3パラグラフを半分程度までコンパクトにしたい。

・最終パラグラフの「『河川環境自然再生化計画』を全体計画のなかに、適切に位置付ける」について具体的に示してほしい。「全体計画」とは河川整備計画を指しているのか、各計画の内容を教えてください。(河川管理者)

→河川環境自然再生化計画については、部会とりまとめでは、「河川環境自然再生化計画」の個別技術的なことを記述する必要はなく、具体的な計画として熟度を増すような方向を述べることでいいのではないか。

→「河川環境自然再生化計画」の趣旨は、1960年前半の河川環境を回復の目標とするならば、河川流域全体の視野に立った事業の展開が必要である、というものである。

→この部分については、わかりやすい表現に修正するか、全文削除も視野に入れて検討したい。(部会長)

→とりまとめとして残すのであれば、「河川環境自然再生化計画」の中身と、「全体計画」が何なのかを明らかにしてほしい。(河川管理者)

○「3. 河川環境の統合的管理システムの構築」について

・水質だけでなく治水や利水なども含めた流域全体に関わる問題について、各省庁に分散する権限を調整・集約するシステムが必要ではないか。基礎原案に書かれている各種の協議会では、各省庁間の微調整はできても、より根本的な調整はできないだろう。コンソーシアムのようなかたちでNPO等が参画して、各省庁間をつないでいく必要がある。

→ヨーロッパでは、治水・利水・環境を含めた総合的リバーオーソリティが機能している。河川整備計画は20~30年後を見据えて策定されるので、こうしたヨーロッパのリバーオーソリティのような方向を目指すべきだ。

・「河川環境の統合的管理システムの構築」には試行的意味合いも含まれる。したがって、柔軟な意味を持たせる意味でも、この章のタイトルを「3. 河川環境の統合的管理システムの構築を目指して」にトーンダウンしてはどうか。

・基礎原案では「自治体や他省庁等と相互に連携した総合的な取り組みを検討する。また、連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する」としている。部会の意見としては、これ以外にも、統合的管理システムを構築

していくための新たな組織を作る必要があるということなのか、これでは不十分なので内容をもっと充実させるべきだということなのか。わかりやすい文章に修正して欲しい。(河川管理者)
→流域全体の状況を把握して、その情報を集約、公表、共有する場が必要だが、今すぐに実現するのは難しいので、今後の方向性として、そういった場を組織することを目指して検討していくべき、というのがとりまとめの趣旨である。

・連携する機関は自治体や他省庁だけでなく、各分野の専門家や地域住民も含まれることを明示すべき。

○「4. 利用をめぐる河川整備の方針」について

・<河川に関わる環境教育>の項は、適切ではない表現があるので、語句の修正を中心に修正したい。

・<漁業>の項には、琵琶湖総合開発事業と水位操作基準の改定による影響について別紙で意見をまとめたので、ここに追加挿入して頂きたい。

→漁業の復活は、河川環境を保全・回復・修復する全ての事業の結果として表れてくるものだ。そういう意味で、漁業は生態系の指標でもある。漁業について、もっと前面に押し出して記述して頂きたい。

→漁業については、琵琶湖部会や他の委員からも意見が出されている。どのように位置付けるか、検討させて頂きたい。

・毛馬閘門の運用やダム湖の裸地の緑化等について、河川管理者の指針となるような記述が意見書に必要ではないか。

→修正案を作成してほしい。その過程でこの章の担当者である梶屋委員と相談して頂き、文案を提出して欲しい。ただ、議論が十分でなかったものや違った意見のあるものについては、判断を任せて頂きたい。

○全体に関わる修正について

・部会のとりまとめ案においても、「保全」「保存」「回復」の言葉が首尾一貫して使われていない。整理するべきだ。

・「生態系」と「自然生態系」が混在している。整理しておく必要がある。

・部会とりまとめは、基礎原案の「5. 具体的な整備内容」に対する意見であるということを明確にすべき。現在のとりまとめ(案)では、基礎原案のどの部分に対する意見なのかがわかりにくい。

→基礎原案の「5. 具体的な整備内容」の項目に沿って、修正した方が、わかりやすくなるのではないか。

②一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から意見が出された。

・10月29日の委員会までに意見書が完成するかどうか、危惧している。各部会のとりまとめの整合性について、十分なチェックをお願いしたい。また、基礎原案では、琵琶湖の急速な水位低下を抑制する方策がいくつか示されているが、優先順位を明確にすべき。中でも、丹生ダムによる流入水量の確保は優先順位が低いのではないか。

以上

※議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。

最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第7回環境・利用部会の資料より抜粋

第7回環境・利用部会では、資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ(案)」をもとに、部会意見とりまとめに向けた意見交換が行われました。以下に、資料よりその全文を掲載いたします。

環境・利用部会意見(案)

1. 基本的な考え方

「河川整備計画基礎原案」(以下、「基礎原案」と呼ぶ)について、環境利用部会委員の基本的な考え方は以下の通りである。

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」・「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加され、従来、付随的にしか考慮されなかった水質、景観、自然生態系などが整備事業の対象として中心的に位置づけられることになった。その結果、一方で従来の利水、治水に対する考え方そのものを根本的に転換していくことが求められ、他方で湖沼・河川環境の「保全」対策をダム・堤防などの構造物の建造や運転・管理に具体的に反映することが求められることになった。とくに後者については「保全」対策のための計画の立案とその実施、およびその目的達成度の評価手法の確立が求められることになった。このような背景のもとで、「提言」は、川づくりの理念に変革を求め、「自然は自然にしかつくりたい」、「川が川をつくる」という認識のもとに、淀川水系がもつ多様な価値の復活に向けて、1960年代前半頃までの河川環境を目標として今後の河川整備を行うことを求めた。

「基礎原案」の基本的な考え方では、「変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が形成されていた頃の河川環境を目標とする」とし、今後の河川整備では「川が川をつくる」のを手伝うという考え方を念頭に、湖や河川の連続性の修復をめざし、多様な形状をもつ河川への復元を図り、またこれまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、「流域的視点に立つて社

会環境・自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う」と明言している。また、河川環境を大きく改変するダム計画については、事業中のダムについてさらに詳細な調査検討を行い、その間の工事を必要最小限のもの以外は着手しないとしている。これらはいずれも従来の河川整備計画の視点からは画期的なものであり、高く評価できる。

しかし、基礎原案の「整備計画の方針」や「具体的な整備内容」では、当面実施可能な事業による現状改変に比重を置くあまり、従来型の利水・治水事業の抜本的見直しへの躊躇が見られる。また、流域環境の維持管理の時代にあつて、流域を一体とした自然環境・生態系機能の回復や水質環境の統合的管理に向けた多様な代替案の検討も大きな課題として残っている。とくに、一旦建造してしまえば広範なマイナスの環境影響が生ずる可能性をもつ一部のダム整備事業などについては、生物の生息・生育環境の保全・再生や生態系機能の回復をめぐる対症的なプラスの効果を探求しているものの、それらが引き起こす長期的な非可逆的影響に対する考察が著しく不十分である。調査検討にはこういった課題への対応を含む代替方を追求すべきである。

一方、河川利用について、「基礎原案」においては、「環境教育を推進する場という観点を含めて『川でなければならない利用、川に活かされた利用』を基本とする」と述べられており、「提言」が求める「河川生態系と共生する利用」の推進に役立つものとして評価したい。また、提言が『川

でなければ出来ない利用』については、川本来の機能を損なわない限りにおいて促進を図るべきである。」としている点について、「水を利用した遊び」や「水泳」といったことについても積極的に検討の対象とすべきである。舟運については、川に親しみを持たせるといった点からの配慮についても記載されており、今後の整備の進展に期待し

2. 自然生態系の保全、回復に向けた取り組み

<保全、保全事業の定義>

河川環境は、水質、景観、自然生態系といった様々な要素より成り立っており、それらを個別に切り離して「保全・整備」の対象とすることは出来ない。その中でも特に重要なのは湖沼や河川そのものが形成する自然生態系であり、その保全無くしては望ましい水質や景観を実現することは出来ない。「保全：conservation」とは、「生態学的法則性を明らかにして、自然と開発の調和を求め、開発においても自然法則に反しないようにすること」と定義され、保護しなければならない自然の保存(preservation)や、破壊した自然の回復(reclamation)とは別の概念である。河川管理者を含む関係者は、上記の「保全」の定義を十分理解し、従来、ともしれば安易かつ十分な検証を行うことなく進められてきた「多自然型川づくり」から脱却した新しい「保全・整備」のあり方を追求していかなければならない。しかし、琵琶湖淀川水系の自然生態系は、これまでの「利水」・「治水」事業に環境配慮が著しく欠如していたこともあり、現状をそのままにして「保全」を実現することが不可能なほど危機的な状況にあることも確かである。したがって、「基礎原案」で示された「変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が形成されていた頃の河川環境」といった目標を実現するためには、現状の保全にとどまらず、流域全体の自然生態系回復のための積極的な事業が推進

たい。漁業については、河川環境への配慮が、漁獲量の増加等といった目に見える成果につながるものでなければならない。

以下、自然生態系の保全、回復に向けた取り組み、河川の総合管理に向けた河川環境の統合的管理システムの構築、利用をめぐる河川整備の方針等について意見の詳細を述べる。

されねばならないことも事実である。

保全生物学では、様々なタイプの劣化した生物群集や生態系を復元する4つの主要な方法として、「放置(復元事業が極めて高価な場合、すでに復元事業が行われた場合、経験から復元事業を行わなくても生態系が自然に回復する場合：no action)」、「復元(以前そこに生息していた植物の種子や植物体等を積極的に再導入することによって、もとと同じ種組成および構造に戻すこと：restoration)」、「部分的修復(もとの生態系の持つ機能の一部、あるいはかつて生息していた種の一部を復元させる方法：rehabilitation)」、および「置換(悪化した生態系を生産的な別のタイプの生態系に変換させる方法：replacement)」を挙げている。保全・整備に当たっては、これらの方法が示す意味を十分理解し、個々の事業対象地域の状況と流域全体との関係を適切に把握し、慎重に事業を遂行する必要がある。その意味で、「琵琶湖の水位操作をはじめとするダム・堰の操作については、治水・利水への影響を考慮しつつ、できるだけ自然流況に近い流況を実現するよう運用する方向で検討を行う」、「河川に流れ込む支流や水路などを含めた河川の横断形状および縦断形状の連続性を確保する」、「湖と河川や陸域との連続性をもった生物の生息・生育環境の保全・再生を関係機関と連携して検討する」などとする考え方は重要である。

＜目標の設定、達成度の評価、モニタリングによる順応的対応＞

「基礎原案」が目標とする河川環境は、実施すべき河川整備の方向性を示しているものの、未だ抽象度の高い具体性を欠いた目標となっている。目標を実現するためには、達成度を具体的に評価する指標を速やかに検討・作成し、関係機関との連携を含めた実現の手段と時系列的な取り組みを明確にするとともに、順応的手法を採用して目標達成の方向を常に確認して整備事業を進める必要がある。「基礎原案」では「地域ごとの生物の生息・生育環境に配慮するため工事の施工法の検証や現状と変化を的確に把握するためのモニタリングを行い、結果をフィードバックするという順応的手法を採用する」としている。個別事業ごとの評価とそのフィードバックの仕組みを確立するための定量的で分かり易い「評価指標」としては、例えば1960年代の環境資源等を踏まえた利水上安全な水質レベル、在来種や固有種の生息個体数、生物生息環境の復元目標としてのビオトープ（ヨシ帯等）の面積、河川ごとに目標とする生物の移動経路延長などが考えられる。

流域全体の自然生態系回復のための具体的な目標の設定と順応的手法とは決して矛盾するものではない。本来、生態系は非正常であるから、考える最善の手法を用いたとしても、事業の結果には必然的に不確実性が伴う。だからこそ順応的、つまり事業の成果を次の事業にフィードバックするいわゆるPDCAサイクルが求められている。目標は河川整備計画の進むべき方向性を示すものであり、目標を実現させる手段として順応的手法がすぐれていることはいまでもない。ただ順応的に事業を進めるためには、目標にどれだけ近づけたかという評価が不可欠であり、評価は、目標への達成度を測るものさしでなければならない。ところが現実には、順応的に対応したつもりが、評価のための評価にとどまり、事業が独善的に陥ってしまう危険性が常にある。それを防ぐためには、

データの共有化とそれを検討する場の設定、および結果の公表が不可欠である。「基礎原案」では、水質でのみデータの共有化を行うとされているが、生態系の回復にこそ、データの共有化が求められる。具体的には、流域全体の生物学的情報データベースを階層的に作り上げることが不可欠である。これは、生態系の構造を詳しくマッピングした地理情報システム（GIS）と地域における生物リストや各種の分布情報、非生物的要因等が階層的に構築されたデータベースで、順応的の事業の成否はこれに基づくことでより客観的な評価が可能となる。またGIS分析により、特に保全すべき重要な地域や積極的に復元を図る地域を明らかにすることが可能となるだろう。さらに既に人工化した環境であっても、GISを用いて、例えば河川や湿地、貯水池、水田、樹林地等の景観要素*をうまく配置することにより、高度の生物多様性を維持できる可能性もある。なお、これらデータベースの構築にあたっては、地形図、植生図、地質図、土地利用図、水文データ等ならびに河川、水辺の国勢調査等、既存のデータベースを有機的に繋げ、実用化を検討することが現実的であろう。

また事業実施前、実施時、実施後を通じた具体的なモニタリング手法の開発に当たっては、生物・化学・物理環境数値データのみならず、生物指標など生態系の多様性や複雑な機能の回復状況を総合的に反映する方法を積極的に追求する必要がある。画像情報や記述的情報を多面的にとり入れ、目標達成のプロセスや背景の理解を深めるものとするのも重要である。さらにモデリングによるシミュレーション解析システムの構築が望まれる。なお、指標や計画の設定、策定に向けては、水系・流域別環境資源目録マップ（1940年代から現在までの流域の環境資源をマップ化したもの）の作成等、基礎資料の整備から始める必要がある。

この様な試行錯誤を繰返しつつ熟度を高めてい

く河川環境整備プロセスの実現のため、「河川環境自然再生化計画」を全体計画のなかに適切に位置づけることも重要である。

3. 河川環境の統合的管理システムの構築

＜統合的管理システムの必要性と試行錯誤＞

淀川水系においては、水系全体での水量のみに関する管理体系は洪水・渇水対策を主目的として既に完成しているが、水質・生態系を中心とする河川環境を一貫して保全・再生する目的をもった管理体系は存在しない。河川環境の危機的な状況を考慮すれば、「基礎原案」に示されているように、現在、実施可能な事業によって現状の改善を緊急に行うことは重要であるが、同時に全体的な河川環境の保全・再生に向けて長期的、理想的な河川づくりのあり方を目指すべきで、「提言」が言う、「川のシステム全体の回復をめざすべき」、あるいは「水系の河川・湖沼ごとに、本来の生態系の保全と回復をめざすための目標を定めるための計画づくりが必要」といった点については、具体的な手段の検討が望まれる。「基礎原案」の5.2.4「水質」(1)には「統合的な流域水質管理システムの構築を目指す」との記述があるが、更に踏み込んで、水質に関わる事象だけでなく、総ての河川環境関連事象（河川形状、水位、水質、土砂、生態

＜個別事業と流域全体の事業＞

水系全体の河川環境の保全と再生をめざすためには、個別事業ごとの評価、フィードバックの仕組みとともに、河川環境を全体的な視点（琵琶湖から大阪湾までを含めた流域全体、水量・水流・水温・流砂などの物理環境の時間変化と生物・生態系との関係、地下水・蒸発散水を含む自然水文収支、人為活動の影響など）で評価し、それらを各地で行われている個々の事業にフィードバックし、順応的な対応を可能にするシステムが必要

系、景観など）を視野に入れた「統合的管理システム」の構築を目指す方向で、記述を充実して頂きたい。既に前項、2.で述べた様に、流域全体の統合的管理に向けた多様な代替案の検討や取り組みには、多くの試行錯誤を伴う。こういった流域全体を視野に入れた試行錯誤は、「水位・水量が生態系や生物多様性に与える影響を経常的に把握し、総合的に検討する仕組みや場の設定」、「水位・水量・生態系の統合的管理に向けてのシステムの具体化」、「環境を総合的な視点から、それぞれの位置づけを明確にした個別事業の検討」などについて求められる。そのための情報の集約・公表・共有のための場(組織)の存在は不可欠である。「基礎原案」にある「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」は一つの出発点として重要であるものの、将来的には水質・水位・水量及び生態系全般を対象とする広域的かつ統合的な管理機構(欧州におけるリバー・オーソリティをモデルとする)についての検討・実現が望まれる。

である。また、これら一連のプロセスに関する情報が積極的に公開され、広く共有されるためには、国土交通省管理区間だけでなく自治体の事業についても情報が集約され、公開される必要がある。さらに、治水、利水、堤外地利用など、河川管理や利用の様々な側面について、戦略的検討や改訂計画の策定を継続的に支援する柔軟なシステムとして成熟していく様に志向して頂きたい。

4. 利用をめぐる河川整備の方針

河川空間の利用については、「河川生態系と共生する利用」を目指して長期的な河川環境の保全・回復の目標とそれを回復するためのプロセスに準じた措置を取りつつ、多くの関係者の議論と合意をもとに、進めていくことが大切である。現に河

<水面利用>

「水上オートバイやプレジャーボート等の秩序ある水面利用の適正化と、カヌーや手こぎボートの円滑な水面利用の実現」は、妥当な方向性であるが、さらに、「川でなければ出来ない利用」としての、「水を利用した遊び」「水泳」「魚釣り」といったことについての配慮が必要である。水上オートバイ等の秩序ある利用を実現するため、協議会等の組

<河川に関わる環境教育>

環境教育についての新たな記述は、「河川生態系と共生する利用」の推進に役立つものとして高く評価したい。河川に関わる環境教育は、河川水面のみならず、河川敷を含め河川全般に関わる問題であり、重要な課題である。「河川全体を教育の場として、河川を正しく、認識し、理解し、活

<河川敷利用・迷惑行為対策など>

「基礎原案」では「本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。」とされており、提言の方向と一致しており、評価したい。河川敷の整備にあたっては、学識経験者及び沿川自治体からなる「河川保全利用委員会」を地域毎に設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断するとしているが、その委員構成、住民の意見聴取方法、個々の案件毎の審議スケジュールおよび結果の公表等について検討を深める必要がある。また、未整備とされている「縮小のための判断基準」についても、「占用許可に関わる基準を定める」とする「河川敷地占用許可準則」を改定する方向で検討して頂きたい。また、河川敷のスポーツ施設を本来あるべき堤内地に確保す

川空間が利用されニーズが高いという現実があることを考慮しながら、水面利用、河川敷、関連施設等については以下のような視点から十分な検討を行って頂きたい。

織を活用することは現状において処置として妥当と考えるが、水上オートバイの急速な増加と事故の急増、排ガスによる水質汚染への懸念の高まりなどを考えれば、排ガスの排出基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組み、遵守事項違反時の行政処分等について、新たな法制度の導入などを積極的に検討する時期が到来している。

用する教育」を実施し、河川利用が望ましいかたちで行われるのに役立つよう実施して頂きたい。また今後の環境教育については、十分な科学的検討に基づいたソフト作りが不可欠であり、各界の有識者の協力を得ながら、教育の内容を充実し、具体的な成果をあげていくことを期待したい。

るためには、地方自治体と協議し十分な調整が必要である。さらに、違法行為の対策については、違法行為は正実施計画およびその実施結果の公表についての検討が必要である。また、ホームレス対策については、既に制定されている「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」との関係を踏まえて今後の取り組みの内容、実施結果の公表について検討を進める必要がある。

一方、迷惑行為の対策は、河川敷だけの問題ではなく、水面利用に関しても同じように考えていく必要がある。対策として、「基礎原案」において「計画的・継続的な啓発」と「日常的な啓発」が計画されており、成果を期待したい。なお、啓発については、環境教育との関連をも十分に配慮し、

単なる迷惑行為の対策としてだけでなく、「河川生態系と共生する利用」の推進とって観点からも啓発を実施して頂きたい。また、悪質な迷惑行為、

<舟運>

舟運については、「川と都市の連続性修復、水辺の賑わい創出および大震災時の緊急物資輸送」といったことが述べられており、川に親しみを持たせるといった点についても記載されている。舟運に関わる、「航路維持事業」「淀川舟運低水路事業」「淀川閘門設置検討事業」「毛馬閘門運用手法

<漁業>

漁業については、「生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施し、結果として水産資源の保護につなげる」とあり、「基礎原案5.5.4」には、5項目の施策が記されている。提言では、理想的な姿として「魚が減れば稚魚等を放流するという手段に頼らなくても漁業が継続的に成り立

<景観について> (以下の記述などをどこにどの様に挿入するのが良いか不明?)

「基礎原案」では、風景を表す語として「景観」を捉えているが、景観Landscapeには、「土地が

例えば、「人に危害を与えるような行為」については、厳しい取り締りを行っていくための、具体的な規制のありかたについての検討が必要である。

検討事業」については、その内容は「是」とするが、工事実施計画が明確になった時点で、内容を公表すべきである。また、工事実施にあたっては、十分、環境への配慮を忘れないようにして頂きたい。工事が実施完了し運用開始した後は、その実施結果の効果について評価が必要である。

つような河川環境の保全・復元」を求めており、横断方向・縦断方向の連続性の回復といった河川整備によって、成果が現れてくることを期待したい。また、その成果の評価のありかたについても検討が必要である。

もつ様々な生態的特性を総合的に表す語」という概念も包含されている。

5. さらに検討すべき主な事項

上記に加え、管理者が他省庁や地方自治体などと連携しつつ計画の熟度を高めていくために、雨水の利用促進、都市用水・農業用水の反復利用や排水の再利用の検討、表流水のみでなく地下水を含めた流域全体の水循環システムの調査と現状の把握、河川や湖に流入する負荷物質の総量管理に向けた情報の共有と排出規制、などに取り組む必要がある。そのための技術改善と法整備を伴う連携の仕組みならびに社会的合意形成手法の確立がこれからの重要な課題である。また計画の初期の段階から30年後の流域全体の明確な展望をもって取り組む必要がある。

なお、河川や湖の生物多様性、生態系機能、生物再生産をこれ以上低下させないためには、河川

管理者のみならず流域の関係機関や住民が淀川水系全域を保全地域であると認識するよう、河川レンジャー(仮称)等の仕組みを通して流域住民に周知徹底する必要がある。

また、琵琶湖では、湖岸道路による水陸移行帯の分断、内湖や水田との連続性の修復、生息地間の生物移動を保障し、連続性を確保することが重要である。そのため、慎重な事前調査を行い、施工後のモニタリングを継続し、順応的に対応する必要がある。侵略外来種の侵入に対しては繁殖しにくい自然環境を回復させる視点から、外来種対策とそのための調査研究などが重要かつ不可欠な課題である。

これまで開催された会議等について

第7回環境・利用部会(平成15年10月15日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 ~第6回	平成13年開催	第1回 ~第8回	平成13年開催	第1回 ~第10回	平成13年開催	第1回 ~第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)			第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第12回	H14/2/5(火)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第13回	H14/3/14(木)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第14回	H14/4/5(金)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第15回	H14/5/27(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第16回	H14/6/24(月)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第17回	H14/7/31(水)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第18回	H14/9/24(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第19回	H14/10/29(火)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/13(金)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)	第21回	H15/7/5(土)	第18回	H15/7/1(火)
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)	第22回	H15/8/26(火)	第19回	H15/9/2(火)
第20回	H15/4/21(月)	第22回	H15/5/19(月)	第23回	H15/10/13(月)	第20回	H15/10/9(木)
第21回	H15/5/16(金)	第23回	H15/6/10(火)	第24回	H15/7/18(金)		
第22回	H15/6/20(金)	第24回	H15/7/12(土)	第25回	H15/8/25(月)		
第23回	H15/7/12(土)	第25回	H15/8/25(月)	第26回	H15/9/24(水)		
第24回	H15/9/5(金)						
第25回	H15/9/30(火)						
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/11(金)
第4回	H15/4/17(木)	第4回	H15/4/14(月)	第4回	H15/4/14(月)	第4回	H15/4/18(金)
第5回	H15/5/29(木)	第5回	H15/8/25(月)	第4回	H15/9/2(火)	第5回	H15/5/27(火)
第6回	H15/8/25(月)					第6回	H15/8/28(木)
その他	設立会	H13/2/1(木)		シンポジウム		H14/6/23(日)	
	発足会	H13/2/1(木)		拡大委員会		H14/11/13(水)	
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		提言説明会		H15/1/18(土)	
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)					

環境・利用部会委員リスト

2003.10.15現在 (五十音順、敬称略)

No.	氏名	所属検討班			対象分野	所属等	兼任状況
		自然環境	水質	利用			
1	有馬 忠雄			○	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会
2	井上 良夫			○	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会
3	江頭 進治	○			河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会 治水部会
4	川上 聡		○		地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会 利水部会 住民参加部会
5	川端 善一郎	●			生態系	京大大学生態学センター 教授	琵琶湖部会
6	紀平 肇	○			動物	元清風学園 講師	淀川部会
7	倉田 亨			○	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会
8	小林 圭介	○			植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会
9	宗宮 功 (部会長)		●		水質(水質工学)	京都大学 名誉教授 龍谷大学 教授	琵琶湖部会
10	田中 真澄	○			地域の特性に詳しい委員(自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をばくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会 住民参加部会
11	田中 哲夫		○		漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	猪名川部会
12	谷田 一三	○			動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会
13	寺川 庄蔵	○			地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会 利水部会
14	寺西 俊一		○		経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授	-
15	中村 正久 (部会長代理)		○		水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会
16	西野 麻知子	◎			動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会 治水部会
17	服部 保			○	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	猪名川部会
18	原田 泰志		○		漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会
19	細川 ゆう子			○	地域の特性に詳しい委員(住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会 利水部会
20	横村 久子			○	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会 利水部会
21	榎屋 正			●	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会 治水部会 利水部会
22	松岡 正富	○			地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 代表監事	琵琶湖部会
23	三田村 緒佐武		○		環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会 住民参加部会
24	矢野 洋		○		水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会
25	山村 恒年		○		法律(行政法・環境法)	弁護士・元神戸大学教授	住民参加部会
26	山本 範子			○	地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会 治水部会
27	吉田 正人	○			自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
28	鷺谷 いづみ	○			植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
29	和田 英太郎		○		水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会
30	渡辺 賢二			○	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会

注1:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。注2:所属検討班の●はリーダー、◎は副リーダーを示しています。

配付資料リスト

第6回環境・利用部会 配付資料リスト		資料請求 No
議事次第		K6-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	K6-B
資料2-1	環境・利用部会の説明資料（第2稿）に対する意見（案）	K6-C
資料2-4	環境・利用部会、治水部会、琵琶湖部会委員からこれまでに文書で出された意見	K6-D
資料番号なし	山本委員からの意見	K6-E
資料3	8月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について	K6-F
参考資料1	委員および一般からのご意見	K6-G

第7回環境・利用部会 配付資料リスト		資料請求 No
議事次第		K7-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	K7-B
資料2-1-1	環境・利用部会とりまとめ(案)	K7-C
資料2-1-2	「環境・利用部会とりまとめ(案)」への委員意見	K7-D
資料2-1-2追加	「環境・利用部会とりまとめ(案)」への委員意見の追加	K7-E
資料番号なし	倉田委員からの意見：倉田委員からの提供資料	K7-F
資料2-2-1	淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案) - 河川整備の方針について -	K7-G
資料2-2-2	第25回委員会(9/30)に提出された意見書(素案)に対する委員からの意見	K7-H
資料2-3	「淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート」に関する委員意見	K7-I
資料3	9月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について	K7-J
参考資料1	委員および一般からのご意見	K7-K
参考資料2	淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見	K7-L
参考資料3	整備内容シートへの意見検討にあたっての参考資料	K7-M
共通資料	淀川水系河川整備計画基礎原案：河川管理者からの提供資料	K7-N

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.18の「配付資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail k-kim@mri.co.jp

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内



淀川水系流域委員会

環境・利用部会ニュース No.6-7

2003年12月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。